

7月 NEWS

(1) 税制情報

平成 29 年度税制改正により、ビットコインなどの仮想通貨に係る消費税の改正が行われました。平成 29 年 7 月以後の取引より適用されますのでご紹介いたします。

1. 制度の概要

仮想通貨は、インターネットを通じて物品を購入する際の対価の支払等に利用されているものです。紙幣や小切手、プリペイドカード等と性質が似ているものの、これまでは法律に仮想通貨の定義がなかったため、消費税課税対象とされてきました。しかし、平成 28 年 6 月に公布された資金決済に関する法律（資金決済法）により、仮想通貨も紙幣等と同じ「支払の手段」として法的に位置づけられたことにより、消費税の改正が行われました。

2. 制度の内容

仮想通貨が支払の手段であることが明確にされたことに伴い、仮想通貨の購入時に課される消費税が非課税となる旨が大綱で明らかとされました。適用は平成 29 年 7 月 1 日以後に国内において事業者が行う資産の譲渡等及び課税仕入れとなります。

| 取引 | 改正前 | 改正後 |
|---------|--|-----------|
| 仮想通貨の購入 | 課税仕入 個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の仕入区分は「課税資産の譲渡等のみ要する課税仕入」に該当 | 非課税仕入 |
| 仮想通貨の売却 | 課税資産の譲渡等 | 非課税資産の譲渡等 |

3. 経過措置

平成 29 年 6 月 30 日に 100 万円以上（税抜）の仮想通貨を保有する場合、同日の仮想通貨の保有数量が平成 29 年 6 月 1 日から 6 月 30 日までの間の各日の仮想通貨の保有数量の平均保有数量に対して増加した時は、その増加した部分の課税仕入に係る消費税には仕入税額控除を認めないとされています。

平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間の一日当たりの平均保有量 < 平成 29 年 6 月 30 日の保有量の場合…平均保有量を超える部分については仕入税額控除できない

平成 29 年 6 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの間の一日当たりの平均保有量 > 平成 29 年 6 月 30 日の保有量の場合…6 月 30 日までに購入した部分は仕入税額控除できる

4. 課税売上割合の計算

仮想通貨の譲渡をした場合には非課税売上高になりますが、この非課税売上高は課税売上割合の計算上は分子の額に含まれません。

$$\text{課税売上割合} = \frac{\text{課税売上高}}{\text{課税売上高} + \text{非課税売上高}} \quad \leftarrow \text{仮想通貨の譲渡対価は含まれません。}$$

(2) 7月の主な税務

7月の申告や提出の主なものは以下の通りです。

| 提出期限等 | |
|-------|--|
| 7月10日 | 6月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付 (源泉所得税について年二回納付の特例適用者は、1月～6月までの徴収分を納付) |
| 7月18日 | 所得税の予定納税額の減額申請 |
| 7月31日 | 所得税の予定納税額の納付(第一期分) |
| | 5月決算法人の確定申告 |
| | 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| | 法人・個人事業主の1月ごとの期間短縮に係る消費税の確定申告 |
| | 11月決算法人の中間申告 |
| | 消費税の年税額が400万円超の2・8・11月決算法人の3月ごとの中間申告 |
| | 消費税年税額が4,800万円超の4月・5月決算法人を除く法人の1ヶ月ごとの中間申告 |
| 7月中 | 固定資産税(都市計画税)の第二期分の納付 |

(3) スタッフの一言

今年も早いもので半分が終わりました。ここ最近は雨が続いており、蒸し暑い日が多くなっています。室内と屋外の気温の差が激しく、体がついていけなくなりそうです。私事ですが 8 月には税理士試験を控えているため体調には十分に気を付けて日々を過ごしたいです。

担当 浦川